

○一般職の職員の給与に関する条例

昭和35年3月22日  
条例第1号

別表第5(第4条第2項関係)

(追加〔平成28年条例4号〕、一部改正〔平成30年条例43号・令和4年6号〕)

行政職給料表(1) 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	(1) 主事補又は技師補の職務 (2) 定型的な業務を行う職務
2級	(1) 主事又は技師の職務 (2) 一般知識を得て定型的業務を行う職務
3級	(1) 主任主事又は主任技師の職務 (2) 複数の定型的業務、非定型的業務及び応用的業務を行う職務
4級	(1) 主査補の職務 (2) 専門的な知識及び経験を必要とする業務を行う職務
5級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 出先機関の長の職務 (4) 教育機関の長の職務 (5) 広範かつ専門的な知識及び経験を必要とする業務を行う職務
6級	(1) 室長の職務 (2) 副主幹の職務 (3) 複雑、困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 (4) 複雑、困難な業務を所掌する教育機関の長の職務 (5) 高度又は専門的な能力を必要とする困難な業務を行う職務
7級	(1) 課長の職務 (2) 議会の事務局次長又は委員会若しくは委員の事務局長の職務 (3) 特に複雑、困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 (4) 特に複雑、困難な業務を所掌する教育機関の長の職務 (5) 主幹の職務
8級	(1) 部長又は理事の職務 (2) 会計管理者の職務 (3) 議会の事務局長の職務 (4) 参事の職務

行政職給料表(2) 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	(1) 調理員の職務 (2) 用務員の職務 (3) 技能員の職務
2級	(1) 主任調理員の職務 (2) 相当の技能又は経験を必要とする用務員の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする技能員の職務
3級	(1) 相当の技能又は経験を必要とする主任調理員の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする用務員の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする技能員の職務

医療職給料表(1) 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	(1) 栄養士の職務 (2) 歯科衛生士の職務 (3) 作業療法士の職務 (4) 理学療法士の職務 (5) 言語聴覚士の職務

2級	(1) 困難な栄養管理業務を行う栄養士の職務 (2) 困難な歯科衛生業務を行う歯科衛生士の職務 (3) 困難な作業療法業務を行う作業療法士の職務 (4) 困難な理学療法業務を行う理学療法士の職務 (5) 困難な言語聴覚業務を行う言語聴覚士の職務
3級	(1) 主任栄養士の職務 (2) 主任歯科衛生士の職務 (3) 主任作業療法士の職務 (4) 主任理学療法士の職務 (5) 主任言語聴覚士の職務
4級	(1) 複雑、困難な栄養管理業務を行う主任栄養士の職務 (2) 複雑、困難な歯科衛生業務を行う主任歯科衛生士の職務 (3) 複雑、困難な作業療法業務を行う主任作業療法士の職務 (4) 複雑、困難な理学療法業務を行う主任理学療法士の職務 (5) 複雑、困難な言語聴覚業務を行う主任言語聴覚士の職務

医療職給料表(2) 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	(1) 保健師の職務 (2) 看護師の職務
2級	(1) 困難な業務を処理する保健師の職務 (2) 困難な業務を処理する看護師の職務
3級	(1) 主任保健師の職務 (2) 主任看護師の職務
4級	(1) 複雑、困難な業務を処理する主任保健師の職務 (2) 複雑、困難な業務を処理する主任看護師の職務